基本目標５　暮らしと環境が支え合う　コンパクトで持続可能なまち【環】

５－１　道路網

現状と課題、基本的な考え方

＜道路網の整備＞

【現状と課題】

本町における道路網は、国道４本、道道６本が交わる道東の交通要衝として、市街地機能の維持や地域間の連携を支えてきました。一方で、人口減少や財政制約の進行により、これまでの拡大・新設を前提とした道路整備を継続することは困難な状況です。国道・道道は、期成会等を通じた要望活動により、一定の整備が進んでいますが、町の将来像や市街地構造との関係を整理した上での体系的な位置付けが求められています。また、町道や橋梁は老朽化が進行しており、限られた財源での効率的な維持管理・更新と、道路網全体を俯瞰した優先順位付けが課題です。

【基本的な考え方】

○　「美幌町コンパクトなまちづくり計画」に基づき、道路網整備を拡大志向から持続可能な維持・更新へと転換し、国道・道道・町道の役割分担を明確化して、道路ネットワーク全体の最適化を図ります。

○　国道・道道は、物流機能確保や災害時の代替路確保の観点を重視し、優先度の高い路線・区間に絞った要望活動を展開します。

○　町道・橋梁は、市街地構造を踏まえた優先順位の再整理により、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を重視した計画的な維持管理を推進します。

○　街路（都市計画道路）は、令和８年４月策定の見直し方針に基づき、必要性の高い路線は適切な整備を検討し、役割の低下した路線は計画見直しを行い、持続可能な街路網の再構築を図ります。また、歩行者動線や通学路の安全確保、街路樹との調和を図った道路整備により、「歩いて暮らせる便利なまちづくり」を実現します。

＜除排雪体制の充実＞

【現状と課題】

町道の除雪延長は市街地区が１１３ｋｍ、郊外地区が２６６ｋｍ、合計で３７９ｋｍとなっており、幹線及び郊外地区を町直営で、市街地の生活道路を民間委託で実施しております。近年は、町直営及び委託業者に係る除雪オペレータの高齢化や担い手不足が課題と

なっています。また、現在、地域助け合いの精神のもと、自治会単位で組織された「たすけあいチーム」により高齢者世帯等に対する除雪活動が行われていますが、今後、高齢世帯や単身高齢者の増加により、除雪支援の需要増加が見込まれる中で、チーム員の高齢化や後継者がいない等が懸念されることから、活動の継続が課題と捉えています。

【基本的な考え方】

○ 冬期間における町内の道路交通の安全性を確保し、日常生活や地域産業経済活動に寄与するため、除雪作業の円滑な実施を図ります。

○ 町管理道路の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施し、町民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ります。

○ 国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)国道・道道の整備	①高規格道路及び一般国道の整備促進【建設課・都市整備 G】	高規格幹線道路については、端野高野道路、女満別空港網走道路の早期開通・着手に向けて、期成会等関係機関と連携して要望します。また、道東縦貫道路についても、調査促進に向けて期成会等関係機関と連携して要望するほか、自然環境による交通障害の解消、老朽化対策、危険箇所の改修など安全・安心な地域交通の確保について、早期の整備を要望します。
	②道道の道路改良整備促進【建設課・都市整備 G】	町道 770 号道路については、道道整備による交通量の増加や、大正橋の幅員が狭いことによる危険性などから、道道との振替による昇格と再整備を要望します。道道北見端野美幌線については、豊岡地区の交通量の増加に加え路面状況が悪化していることから、広域ネットワーク形成のアクセス道路として、改良・整備の推進を図

		り、早期完了を要望します。道道嘉多山美幌線、道道北見美幌線については、早期の整備着手と完了を引き続き要望します。
(2)町道の整備	①計画的な町道整備（道路附帯施設含む）・（橋梁）維持補修の推進【建設課・都市整備 G】	未整備路線の整備や老朽化路線の改修については、美幌町コンパクトなまちづくり計画に基づいた重要路線、町道整備計画、地域要望及び財政運営を勘案し、計画的に整備を推進します。また、維持補修については、橋梁長寿命化計画に基づいた補修や道路ストック点検による補修を行うとともに、町道整備計画を適宜見直し持続可能な整備を推進します。なお、大雨等による町道被災箇所については、再発防止に向けて、道路パトロールの強化に努めます。
	②街路の見直し及び整備促進【建設課・都市整備 G】	「美幌町長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、都市計画道路の見直し、再整理を実施するとともに、街路及び道路ネットワーク全体を見直し、持続可能な街路網の再構築を図ります。
	③賑わい道路など特色ある町道の整備推進【建設課・都市整備 G】	賑わい道路など特色のある町道の整備については、官民連携制度の活用などを視野に入れ、関係団体と連携して、事業化への検討、持続的な地域のエリアマネジメント活動の推進を図ります。
(3)除雪体制の充実	①除雪計画と除雪体制の随時見直し【環境管理課・維持管理 G】	気象状況や路面状況を踏まえ、地域住民の安全に配慮した除雪を実施するとともに、除雪計画と現行体制に乖離が生じた場合は随時見直しを行い、効率的で持続可能な除雪体制の確保を図ります。
	②除雪情報の提供【環境管理課・維持管理 G】	町民の除雪作業への理解と協力を得るため、ホームページや LINE、あんしんねっとびほろ、地デジ広報等を活用し、除雪情報を迅速かつ分かりやすく提供します。
(4)地域への除雪活動支援	①たすけあいチームによる除雪活動の継続支援【保健福祉課・高齢介護 G】	住民主体で組織している「たすけあいチーム」の除雪活動を支援するため、小型家庭用除雪機の貸与を継続していきます。また、関係団体と連携しながら、ご近所同士の助け合いや見守りなど、年代を問わず、ボランティア活動の意義について、普及を図ります。

	②農村地区における住民参加による除雪体制の確立【環境管理課・維持管理G】	通学バス路線や吹きだまり路線など、農村除雪部会への支援を継続し、住民参加による地域除雪体制の維持・充実を図ります。

５－２　市街地機能

現状と課題、基本的な考え方

＜市街地機能の整備＞

【現状と課題】

本町では、都市計画区域 2,447ha のうち 747ha に用途地域を指定し、市街地形成の基盤を整えてきました。現在の用途地域は、人口増加期に設定されたものであり、急速な人口減少により土地利用の実態や将来需要との乖離が生じています。

人口減少段階に移行した現在、新たな宅地造成はほとんど行われず、市街地の空き地や既存宅地を中心に住宅建設が進められています。一方、建物の老朽化や建替えコスト負担等により、中心市街地の建替えや利活用が円滑に進んでいません。また、一部商業系用途地域では空き店舗や低未利用地が増加し、過大な地域指定となっている区域も見られます。準防火地域は、建築更新の実態や延焼リスク評価との乖離が見られる区域もあり、実態に即した適正化が求められています。

【基本的な考え方】

○ 「美幌町コンパクトなまちづくり計画」を将来の地図として、拡大を前提とした市街地形成から、既存市街地の更新と集約を基本とする市街地整備へと転換します。

○ 都市計画は、社会情勢や土地利用の変化に応じて継続的に変更を行います。都市機能誘導区域の充実に向け、施設整備による拠点充実を検討するとともに、人口増加期に設定された一部商業系用途地域は、住宅系用途地域への変更を進めます。また、準防火地域は適正化を図り、建築更新の阻害要因を整理します。

○ 義務教育学校整備予定地周辺では、住宅需要を踏まえた建替え促進により、中心市街地への居住誘導につなげます。なお、建替え促進は、都市計画変更のみでは不十分なため、住宅・店舗リフォーム制度や空き家対策など既存施策との連携に加え、民間事業者との連携により、建替えや利活用が進みやすい環境づくりを推進します。

○ 公共施設は都市機能誘導区域内への立地や複合化を検討し、エリア全体の価値向上を図ります。

＜公園・緑地の整備＞

【現状と課題】

町内の都市公園は、全部で２３箇所あり、「街区公園」（小規模で身近に設置）、「近隣公園」（大きな面積で数自治会に一つ程度）、「運動公園」（柏が丘公園）「緑地」（網走川河畔公園など）が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をは

るかに上回っております。供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化が進み、施設・遊具の更新が課題となっています。また、都市機能誘導区域内においては、良好な居住環境の創出が課題となっています。

【基本的な考え方】

○ 老朽化した公園施設の更新と維持管理の促進を図るとともに、居住誘導区域における市街地整備、誘導施策と連動した公園・緑地の再配置や集約を図り、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。

＜土地利用＞

【現状と課題】

限られた土地を守り、有効活用を図るため、適正かつ合理的な土地利用の確保に努めています。快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを進めるには、引き続き計画的な土地利用を進めることが必要となります。

【基本的な考え方】

○ 国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、限りある土地を次代へと引き継ぎます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)コンパクトなまちづくり計画の推進	①計画の進捗状況の確認、効果検証【建設課・都市整備 G】	将来のまちのあるべき規模をイメージした都市機能・居住誘導区域を設定し、災害に強く、生活利便性と生活サービス機能が持続可能な市街地形成を推進します。誘導区域内での住宅需要を踏まえ、住宅・店舗リフォーム制度や空き家対策など既存施策との連携に加え、民間事業者との連携により、建替えや利活用が進みやすい環境づくりを推進し、同じ目的を共有しながら官民連携による一体感のある取組を進めます。

(2)市街地における土地利用の推進	①都市計画区域における土地利用の見直しの検討【建設課・都市整備 G】	将来の人口減少や空き家問題などを見据えた、美幌町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、土地の利用実態などを踏まえて、適宜、都市計画変更を行います。また、今後のまちづくりに必要な都市機能の集約や、地域経済の活性化に向けた企業の立地動向、コンパクト化を進める中で将来の土地利用実態に変化が見込まれる箇所については、周辺環境との調和に留意しながら用途変更の見直しを検討し、無秩序な開発行為の防止に努めます。
(3)公園や緑地の整備、維持管理	①公園施設の計画的な更新【環境管理課・維持管理 G】	公園利用者の安全を確保するため、日常点検や遊具点検の結果を踏まえ、危険度の高い施設から優先的に更新・修繕・撤去を進めます。また、公園遊具を整備する際には、教育委員会等と連携して、子供達へのニーズを踏まえた上で遊具の選定を検討します。
	②公園の美化活動の推進【環境管理課・維持管理 G】	自治会やボランティアによる住民参加型の公園美化活動を推進するため、自治会への助成を継続し、地域住民と連携しながら、快適で親しみやすい公園環境の維持を図ります。
(4)中心市街地の緑地整備	ポケットパークの整備【環境管理課・維持管理 G】	中心市街地において、多目的広場やポケットパークなど緑と調和した施設整備を進め、憩いと交流の場を創出するとともに、快適で歩きたくなる市街地環境の形成を図ります。
(5)適正な土地利用の確保	①利用区分に応じた計画的な土地利用の推進【政策推進課・政策統計 G】	都市区域、農業区域、森林区域、自然保全区域の利用区分に応じた土地利用を推進するとともに、国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ります。

５－３　住宅環境

現状と課題、基本的な考え方

＜住宅環境の整備＞

【現状と課題】

町内には、町営住宅で 8 団地･69 棟･736 戸、借上公住で 8 団地･8 棟･59 戸の計 16 団地･77 棟･795 戸があり、その他に 2 団地･5 棟･84 戸の道営住宅があります。町営住宅の建築年別では、昭和 50 年度～昭和 59 年度で 44 棟/272 戸(美英･美園･美富ほ・仲町･三橋南)、昭和 60 年度～昭和 62 年度で 9 棟/168 戸(三橋南･南)、平成元年度～平成 8 年度で 10 棟/194 戸(南･美富改良)、平成 16 年度～平成 21 年度で 6 棟 102 戸(旭)となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、給排水衛生設備等の屋内設備の経年劣化により、戸別に修繕が必要となっております。また、旭団地においても、経年劣化により、屋根・外壁の住棟毎の改善が必要な状況となっております。また、将来推計を鑑みると人口減少や著しい困窮年収未満世帯の減少を踏まえながら、管理戸数の削減若しくは将来的には他団地との集約等を想定していきます。

なお、このような状況のなか、借上公住の借上期間については、令和 14 年度から令和 16 年度までの間に借上契約期間満了となり、管理戸数の削減を図ります。

今後も、安全で良好な住環境の維持、向上を図るためには、長寿命化計画に基づき、建替事業及び改善事業の推進と保全団地の補修等を行いながら、民間住宅の耐震化の促進、増加が懸念される空家の適正管理を進める必要があります。

【基本的な考え方】

○ 公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストックの確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、将来的な住宅ストック量の減少が見込まれることから、管理戸数の削減や他団地との集約化を図っていきます。

○ 人口減少や建物の老朽化等に伴い、空家等は今後も増加傾向にあるため、地域と連携しながら発生抑制や有効活用を推進させ、管理不全な空家等の所有者には、法に基づく助言や指導を実施し、生活環境の保全に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)公営住宅の整備	①良質な住宅ストックの形成【建設課・公営住宅 G】	地域の特性に応じた良質な住宅の整備を進め、住生活基本計画や公営住宅長寿命化計画に沿った住宅ストックの確保と住環境の向上を図ります。
	②長寿命化とライフサイクルコストの縮減【建設課・公営住宅 G】	良好な住宅ストックの確保と有効活用、適切な維持管理、建替事業及び改善事業の推進に加え、ライフサイクルコストの観点から経年劣化による修繕費の増加を適切に見据えた計画的な管理を行うとともに、用途廃止も視野に入れた最適な資産の活用・処分を図ります。
(2)民間住宅･宅地整備の推進	①住宅リフォーム制度の充実支援と耐震改修促進【建設課・建築 G】	住宅リフォーム制度は、令和 8 年度に見直しを実施しました。現行の行政課題を踏まえ、子育て世帯への支援強化として補助率・上限額の引き上げを行うとともに、省エネ促進のため環境負荷低減工事を新たに導入するなどの拡充を行いました。今後も需要予測を行いながら、社会情勢や環境変化に対応した新しい取り組みを取り入れることで、制度の一層の充実を図ります。また、耐震改修は補助制度の周知を図り耐震化の促進につなげます。
(3)空き家対策	①空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施【政策推進課・政策統計 G】	第 2 次美幌町空家等対策計画」に基づき、「理解・促進」「利活用」「適正管理」の 3 つの基本方針に掲げた具体的な取組を、地域住民や関係団体、民間事業者等と連携し、空家対策に取り組みます。

５－４　生活環境・緑化活動

現状と課題、基本的な考え方

＜環境との共生・環境の保全＞

【現状と課題】

北海道により環境緑地保護地区として指定された町内２箇所の貴重な自然環境や、緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定された保存樹林・保存樹木が存在しており、これらの自然環境を将来にわたり保全していくため、関係機関との連携のもと適切な維持管理が図られることが重要となっています。

公害防止については、油流出事故や騒音・悪臭等に関する相談が寄せられる場合があることから、状況に応じて現地確認や原因者への指導など適切な対応を行っています。引き続き、生活環境の保全に向けた適切な対応が求められています。

【基本的な考え方】

○ 自然環境については、関係機関と連携のもと、その保全と適切な維持管理が図られるよう取り組みます。

○ 公害防止対策については、状況に応じた適切な対応を継続し、町民の生活環境の保全を図ります。

＜環境の美化＞

【現状と課題】

各自治会、企業、団体等により町内一斉清掃などの清掃活動が行われています。また、自治会連合会環境衛生部会と連携した不法投棄防止に向けた啓発活動や、委託業者による不法投棄防止パトロールを実施していますが、不法投棄は依然として発生している状況です。

緑化・花いっぱい運動については、自治会及び公共施設を対象に花苗配布を行っているほか、フラワーマスターなどを通じて、自治会・公共施設などに住民の協力を得ながら継続して植栽・植樹を行っています。

【基本的な考え方】

○ 地域、各種団体と協力し、不法投棄の未然防止や環境美化の推進に努めるとともに、植樹・花壇の植栽や維持など町民の参画を得ながら地域の緑化推進を進め、美幌町の名にふさわしい「美しい」まちを目指します。

＜火葬場・墓地の整備＞

【現状と課題】

柏ケ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地は、平成 29 年 10 月より供用開始している合同納骨塚や町外転出等の改葬が増えていることから、近年では返還件数が許可件数より多くなっており、残区画数は増えてきています。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成 6 年 11 月に建築されてから 31 年が経過しており、火葬業務に係る火葬炉操作盤・動力盤などの電気計装設備や燃焼送風機などの付帯設備の更新を令和 7 年度に完了しました。今後においても維持管理の徹底による業務運営が必要となります。また、火葬炉の耐火物・耐火ベッドの修繕は劣化状況により計画的に進めることが必要です。

【基本的な考え方】

○ 宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び霊園は、利用動向を確認しながら、利用者等の期待に応えられるよう、整備及び維持管理に努めます。

○ 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)自然環境の保全	①自然環境保全に対する地域による取組への支援【環境管理課・環境衛生 G】	自然環境保全に向けた地域の取り組みについて、啓発活動を実施します。
(2)公害の防止	①関係機関との連携による巡視活動の強化と公害に関する企業	公害発生における万全な対応及び関係機関との連携に努めます。また、未然に防ぐための監視活動を実施していきます。騒音・振動の発生源である原因者に対する指導を行います。

	の危機管理意識の醸成促進【環境管理課・環境衛生G】	
(3)環境美化活動の推進	①地域における清掃活動【環境管理課・環境衛生G】	町民主体による地域の環境美化を推進するため、町内一斉清掃及びボランティア袋の配布を継続して行います。
(4)不法投棄対策の推進	①不法投棄の未然防止と早期発見対策【環境管理課・環境衛生G】	警察の協力のもと巡視活動の実施や、報道機関からの発信も依頼し、不法投棄の未然防止を図ります。道路用地等で不法投棄が発見された際には、早期に回収し、啓発のぼり等を設置のうえ、再発防止を図ります。
(5)花や緑による景観の向上及び緑化の推進	①花による景観づくりの推進【環境管理課・環境衛生G】	フラワーマスター連絡協議会と連携のもと、花いっぱい活動を推進します。自治会、公共施設を対象として花苗の無償配布を行い、花いっぱい活動を支援します。
	②緑の保全、回復及び緑化推進の取り組み【環境管理課・環境衛生G】	関係部署との連携による市街地の空き地空間を利用した緑化の推進及び整備を図ります。
	③緑化推進活動の取り組み【環境管理課・環境衛生G】	公共施設や各事業所の協力による緑の創出活動を実施します。緑の募金活動を継続して実施し、集めた募金を街路樹の更新に活用します。
(6)霊園の維持管理	①利用状況に応じた霊園の整備【環境管理課・環境衛生G】	墓地、霊園、合同納骨塚について、適切な維持管理を行い、利用者が安心して利用できる環境を維持します。
	②合同納骨塚の整備検討【環境管理課・環境衛生G】	合同塚の利用が増加傾向にあり、当初の想定よりも早く最大収容数に達する可能性があるため、今後の整備検討に向けて、収容可能数調査を実施します。

(7)火葬場施設整備事業	①火葬炉及び付帯設備の整備【広域組合・消防本部】	火葬炉および付帯設備は耐用年数や使用状況に基づき、計画的な更新サイクルを設定し効率的に整備を進めていきます。

５－５　ごみ処理・リサイクル

現状と課題、基本的な考え方

＜ごみ処理・リサイクルの推進＞

【現状と課題】

ごみ収集は、一般ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ、粗大ごみに区分され、戸別収集方式により実施しています。これまで、有害ごみや古衣料、小型家電の戸別収集の開始、ペットボトル分別におけるラベル除去、小型金属の資源ごみ化など、分別区分の見直しや資源化の取り組みを段階的に進めてきました。別ルールは概ね定着しており、そのルールに沿った収集が実施されています。

廃棄物の最終処分については、第Ⅲ期処分場の埋立終了を見据え、第Ⅳ期処分場への移行が進められており、国の方針に基づき、可燃ごみを焼却等の中間処理を行ったうえで埋立処分する体制への転換が求められています。

こうした状況を踏まえ、美幌町を含む斜網地区１市５町（網走市、美幌町、斜里町、小清水町、清里町、大空町）では、斜網地区廃棄物処理組合を設立し、広域による廃棄物中間処理施設の整備を進めており、令和 13 年度から令和 14 年度の供用開始を目標として、広域処理体制への移行を図っています。今後は、第Ⅳ期処分場と広域中間処理施設を組み合わせた安定的なごみ処理体制の確保を図るとともに、各種処理施設設備の老朽化への対応、更なるごみ減量化及びリサイクルの推進が課題となっています。

【基本的な考え方】

○ 町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、適正なごみ排出の継続、ごみ減量化及びリサイクルの推進に取り組みます。

○ 斜網地区廃棄物処理組合設立による広域処理体制への移行に伴い、将来にわたり安定したごみ処理体制の確保を目指します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分	施策の内容

(1)ごみ処理体制の充実	①分別の徹底に向けた取組と効率的な収集の実施【環境管理課・環境衛生 G】	広域処理体制への移行に伴い、分別ルール及び収集体制の見直しを検討し、将来にわたり安定的な廃棄物処理体制の構築を図ります。また、まち育出前講座や広報誌等を通じて、分別方法に関する理解やマナーの定着に努めます。収集体制については、収集事業者と定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図ります。
	②ごみ処理施設の適正な維持管理【環境管理課・環境衛生 G】	計画的に浸出水処理施設の修繕及び更新を実施します。第Ⅰ・Ⅱ期浸出水処理施設の老朽化が進んでいるため、今後の更新の手法について検討を進めます。
	③ごみ埋立処分場の整備【環境管理課・環境衛生 G】	安定的な廃棄物処理を継続するために必要な第Ⅴ期埋立処分場整備に向けた検討を進めます。
	④広域焼却処理施設の整備【環境管理課・環境衛生 G】	斜網地区廃棄物処理組合と連携し、令和 13 年度から令和 14 年度を目標とする広域廃棄物中間処理施設の供用開始に向け、構成市町として施設整備に係る協議・検討を進めます。
(2)ごみの減量化とリサイクルの推進	①ごみの減量化とリサイクルの推進【環境管理課・環境衛生 G】	ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する町民理解の醸成に努めます。まち育出前講座や広報誌等を通じて、分別方法に関する理解やマナーの定着に努めます。
(3)広域焼却処理施設の整備	①斜網地区廃棄物処理組合との連携【環境管理課・環境衛生 G】	建設予定地として斜網地区廃棄物処理組合との協議・連携により、広域廃棄物中間処理施設の整備を促進及び推進します。

５－６　ゼロカーボン

現状と課題、基本的な考え方

＜ゼロカーボンの推進＞

【現状と課題】

令和４年３月に 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「北海道美幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これまで、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践、豊かな森林の適切な管理による二酸化炭素吸収源の活用などに取り組んできました。今後は町民や事業者における省エネルギーの取り組みの定着や、再生可能エネルギーの導入促進に向け、情報提供や普及啓発を充実させるなど、更なる地球温暖化対策への取組を進めることが課題となっています。

【基本的な考え方】

○ 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、町民一人ひとりが省エネルギー行動を日常生活の中で選択・実践できるよう、エコ意識の醸成と行動変容を促進します。

○ 町の自然条件や地域特性などを踏まえ、地域の実情に応じた再生可能エネルギー設備の導入について継続的に検討し、地球温暖化対策を総合的に推進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)環境共生に向けた総合的な取り組み	①町民のエコ意識の醸成と省エネルギー行動の促進【環境管理課・環境衛生 G】	省エネ行動支援アプリによるエコ意識の醸成と省エネルギー行動の促進を図ります。省エネ行動による経済的メリットに関する情報を発信するなど、エコ意識の醸成に努めます。また、エコと様々な分野を融合した施策の検討に努めます。
	②地域特性を踏まえた再生可能	公共施設を中心に次世代技術の導入も視野に、太陽光発電設備等の導入検討を進めます。産業構造等を踏まえた

	エネルギー導入の検討【環境管理課・環境衛生 G】	太陽光発電設備の導入により、地域の活性化に努めます。また、適切な情報発信により、一般家庭への太陽光発電設備の普及に努めます。

5－7　治水対策

現状と課題、基本的な考え方

＜治水対策の推進＞

【現状と課題】

網走川をはじめとした町内を流れる河川について、河川整備や地域住民との協同による浚渫、草刈り等により継続した治水対策を進めています。治水対策を進めており、各樋門へのポンプ設置等により、内水の氾濫による冠水の危険性が減少しております。また、浚渫や草刈り等の維持管理などメンテナンス部分での課題があり、冠水対策箇所の整備や更なる浚渫・維持管理を国・道に要望していくことが必要です。また、各樋門のポンプも配備より年数が経過しており、老朽化していることも課題です。

【基本的な考え方】

○ 治水対策のための河川環境整備と洪水時の早期情報提供を国・道に要望します。河川の親水機能を考慮した良好な河川環境の保全や自然生態系に配慮し、国・道と連携しながら河川整備・改修を進めて自然災害を未然に防ぐ強い河川づくりに努めます。

○ 住民、地域、行政が連携して、魚道設置による生態系の保全及び河川の一斉清掃などの活動を通して治水・環境に対する住民意識の向上を図ります。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)治水対策の推進	①国･道と連携した治水対策の推進【環境管理課・維持管理 G】	河川増水等による浸水被害を防止するため、国・道と連携し、早期の情報共有に努めるとともに、必要に応じて排水路等の河川整備を要望し、治水対策の推進を図ります。
(2)河川整備	①親水性豊かな網走川河川整備	自然環境や生態系の保全に配慮した工法や親水性のある工法などによる改修を関係機関に要望します。

	の推進【環境管理課・維持管理 G】	
	②河川の浚渫等【環境管理課・維持管理 G】	河川の機能を維持するため、必要に応じて河川の維持管理に努めるとともに関係機関に要望します。

５－８　上下水道

現状と課題、基本的な考え方

＜上水道の整備＞

【現状と課題】

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営しているほか、安心で良質な水を安定供給する必要がありますが、給水人口の減少に伴う給水収益の減少や老朽施設の更新需要の拡大に対応できるよう、将来的な料金改定の検討や老朽施設の計画的更新といった事業の安定経営が課題となっております。また、重要なライフラインであるため、地震等災害時に必要最低限の水の供給が可能となるよう、施設の耐震化や重要給水施設への給水を確保する必要があります。

【基本的な考え方】

○ 水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、将来的な料金改定の検討や事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。

○ 将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水道管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。

＜下水道の整備＞

【現状と課題】

公共下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域の汚濁の解決策として、昭和 48 年 6 月に事業に着手し、昭和 56 年 10 月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。令和 6 年度末には、予定処理区域 823.9ha に対し、整備区域は 692.6ha、人口普及率で 90.3%となり、事業は順調に進捗しています。なお、公共下水道事業は下水道使用料による独立採算方式で運営しているほか、処理人口の減少に伴う使用料収入の減少や老朽施設の更新需要の拡大に対応できるよう、適正な料金収入の確保や老朽施設の計画的更新といった事業の安定経営が課題となっております。また、個別排水処理事業は、平成 9 年度より下水道計画区域外を対象として、要望又は申請に応じた施設整備を行い、保守点検や検査などの維持管理を行っています。

【基本的な考え方】

○ 家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めていきます。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止しま

す。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。

○ 浸水被害防止の観点から、状況に応じて雨水出水浸水想定区域図の作成等について検討します。

○ 公共下水道事業及び個別排水処理事業は、経営成績や財政状況を明確にし、持続可能な経営を確保するため、令和５年度から地方公営企業法の適用を受けて事業経営をしており、今後とも経営基盤強化への取り組みをより一層進めていきます。

○ 持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、適正な料金収入の確保や老朽施設の計画的更新により、経営基盤強化を図っていきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)水資源の確保	①安定的な水道の供給【上下水道課・営業 G】	安定的な水道の供給を行うため、継続的に流量測定及び水質検査を実施します。
	②水源の管理対策【上下水道課・営業 G】	水源地の危機管理対策として、部外者の侵入を防止するため侵入警報装置及び防犯カメラ等による監視システムの導入手法を検討します。
(2)水道の整備	①水道施設の適切な維持管理【上下水道課・施設 G】	既存設備の長寿命化を図るため、設備点検を行い、その結果に基づき、計画的かつ適切に修繕等を実施します
	②水道施設の計画的な更新【上下水道課・施設 G】	基幹管路の耐震化に加え、老朽化した管路の計画的な更新を実施します。

	③水道利用の普及啓蒙【上下水道課・営業 G】	広報、ホームページの媒体及びふるさと祭りなどのイベントにおいて、安心安全な水道水のＰＲや普及活動を実施します。
	④水道未普及地域対策【上下水道課・営業 G】	配水管新設など地域からの相談や要望を受け、実情や財政面を考慮し、水道未普及地域への飲料水確保策を検討します。
(3)水道事業の推進	①効率化等による経営改善【上下水道課・営業 G】	経費削減を図るとともに一部地域に遠隔検針が可能なスマートメーターの導入など、経営改善に向けた更なる取組を研究し、安定した経営に努めます。
(4)下水道事業の継続性の確保	①全体計画、事業計画の変更【上下水道課・施設 G】	地域の実績値を用いた推計など、地域特性を踏まえた評価を実施し、長期的な視点に立った計画的な更新計画の構築が必要であります。このことから、施設の長寿命化や雨水処理対策の推進のため、計画の見直しと事業期間の延伸を行い事業の継続を図ります。
	②下水道施設の適切な維持管理【上下水道課・施設 G】	管渠の適正な管理により、排水機能の維持を行うとともに、破損による道路陥没事故を未然に防止します。また、下水道の機能を適正に維持するために、持続的で安定した水質処理を継続した運転管理を推進し、適正な処理による公共水域の水質保全を図ります。
	③下水道施設の計画的な更新【上下水道課・施設 G】	施設の重要度や老朽化状況等から更新が必要と判断された箇所から、処理場施設及び管渠の更新を進め、下水処理の質的向上と維持管理コストの軽減を図ります。
	④異常気象に対応する処理の推進【上下水道課・施設 G】	現状の雨水排水処理能力が低下することがないよう、異常個所が確認された場合等は清掃等の維持管理を行います。
(5)下水道事業及び個別排水処理事業の推進	①下水道及び個別排水処理の経営の健全化【上下水道課・営業 G】	公共下水道事業経営戦略及び個別排水処理事業経営戦略を見直し策定したことにより、下水道施設等の適正な管理や更新並びに財源の確保に努め、安定した経営基盤の確保について検討します。
	①個別排水処理施設整備計画に	個別排水処理施設を維持・継続していくため、経費の節減図りながら、財源の確保に努め、今後も町民の生活

(6)合併処理浄化槽の設置促進と維持管理	基づく計画的な整備【上下水道課・営業G】	インフラとして機能を継続して果たしていける経営基盤の確保について検討します。
	②個別排水処理施設の適切な維持管理と経営健全化【上下水道課・営業G】	既存施設の整備・点検等を計画的に行い、適正な維持管理に努め、また、施設の老朽化対策についても可能な限り長く、健全な状態で使用出来るよう、修繕等を実施します。
(7)個別排水処理事業の推進	①個別排水処理経営の健全化【上下水道課・営業G】	個別排水処理事業経営戦略を見直し策定したことにより、個別排水処理施設等の適正な管理や更新並びに財源の確保に努め、安定した経営基盤の確保について検討します。